

さめき水田宮農だより

新たな農業・農村政策が始まります

【目次】

- 経営所得安定対策の見直し…………… 1
- 水田のフル活用と米政策の見直し…………… 5
- 水田の有効活用…………… 6



経営所得安定対策の見直し

1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額が直接交付されます。

(1) 交付対象者

26年産は、予算措置により引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施されます。27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施する方針です(いずれも規模要件は課しません)。

(2) 支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、面積払(営農継続支払)がその内金として支払われます(法改正されます)。

(3) 数量払い

① 交付対象数量

麦、大豆、そば、なたね等の当年産の出荷・販売数量

② 交付単価(全国一律)

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分が単位数量当たりの単価で直接交付されます。また、品質に応じて単価が設定されます。

※営農継続支払を受けた方には、その交付額が控除されて支払われます。

(4) 営農継続支払

① 交付対象面積

麦、大豆、そば、なたねの等の生産面積

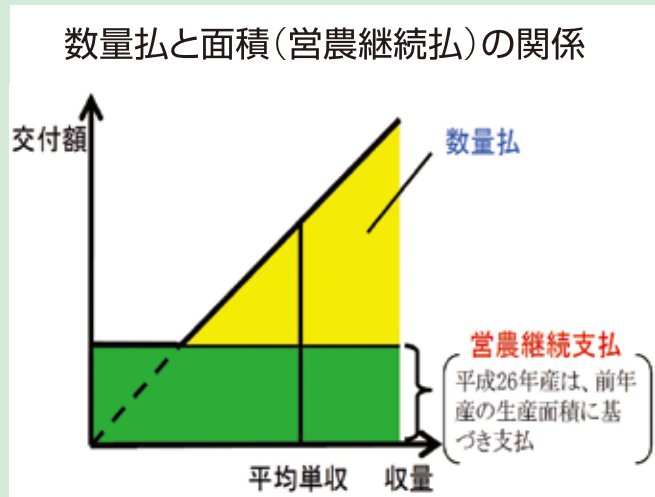
26年産は、従前どおり前年産の生産面積（前年産の生産数量を県別の前年産の実単収で割り戻した面積）に基づき支払われます。

27年産からは、当年産の作付面積に基づき支払われる予定です。

② 交付単価（全国一律）

2.0万円 / 10a

（そばについては1.3万円/10aに変更）



数量払の交付単価

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減が行われます。

単価が見直されました。そばは、26年産は未検査品が、27年産は規格外品が支援の対象から外されます。

作物	ランク	H26交付単価(参考H25) 単位:円/60kg	
小麦	1~2等・A~Dランク	5,910 (5,950)	(1等Bランクの場合)
はだか麦	1~2等・A~Dランク	7,650 (7,890)	(1等Aランクの場合)
白大豆	普通大豆・1~3等 特定加工用大豆	12,520 (12,170)	(普通大豆1等Aランクの場合)

2 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして、引き続き実施されます。

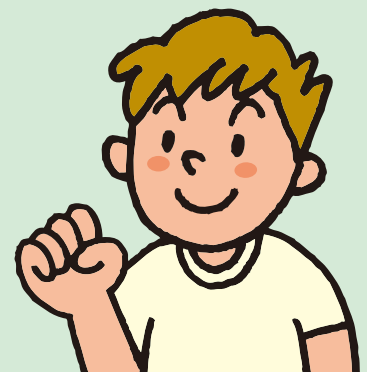
(1) 交付対象者

認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者（都府県4ha、集落営農20ha以上等、市町村特認あり）

※27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施される予定です（いずれも規模要件は課されません）。

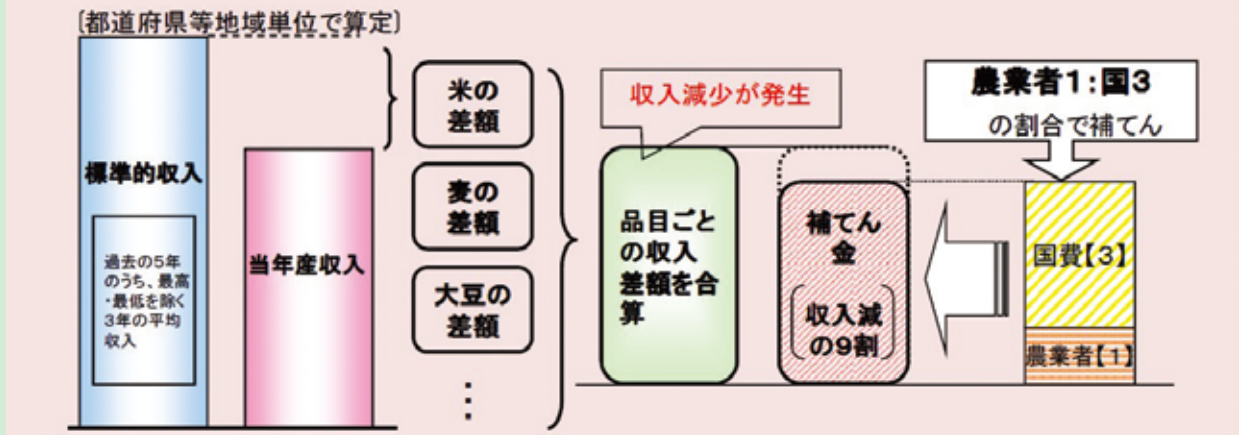
(2) 交付対象品目

米、麦、大豆等



(3)補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



認定農業者になりませんか!



認定農業者制度とは・・・

自ら経営発展・改善に取り組む「やる気」と「能力」のある農業者が、いわば「**農業経営のスペシャリスト**」を目指す計画を作成し、その計画を市町が認定する制度です。

認定農業者に対する支援措置・・・

将来にわたって本県農業の核となる担い手に位置づけられる「認定農業者」に対して、各種支援施策を重点化して実施しています。

- ①農業機械施設整備への助成
- ②低利の資金の融通(スーパーL資金など)
- ③農業者年金の保険料への助成
- ④経営相談・指導・研修等の実施など

※「畑作物の直接支払交付金」は、平成27年産から「**認定農業者**」「集落営農」「認定就農者」に対象者を限定

認定農業者になるには・・・

まず、経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策とする「**農業経営改善計画**」を作成し、市町へ提出します。

市町は、計画内容が**基本構想**(市町が地域の実情に即して、育成すべき農業経営の規模や所得等の目標など、農業の担い手像を明確にしたもの)に照らして適切であるか、計画の達成される見込が確実であるか等を審査し、計画を認定します。

認定後は、本計画に基づき、経営改善を実施することとなります。

※詳しくは、市町または農業改良普及センターへお問い合わせください。

3 ナラシ移行のための円滑化対策(26年産限り)

平成26年産において規模要件が残る収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)に加入できない者の27年産からのナラシへの移行を円滑に進めるため、平成26年産に限り、予算措置で、**農業者の拠出を求めず**に対策が実施されます。

(1) 交付対象者

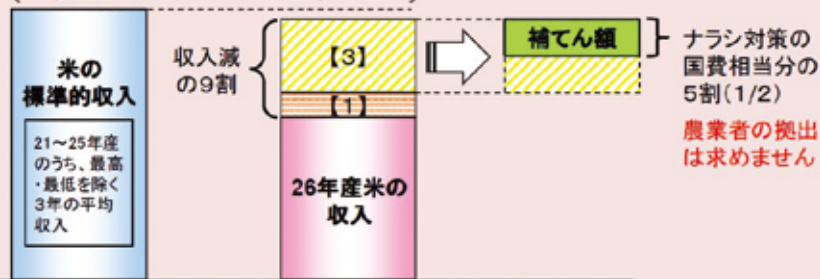
26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者

(2) 対象品目 米

(3) 補てん額

26年産のナラシ対策で米の補てんが行われる場合は、ナラシ対策の国費分相当の5割を交付します。農業者の拠出は求めません。

[都道府県単位で算定]



4 米の直接支払交付金(定額部分)

米については、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、**26年産米から**単価を15,000円/10aから**7,500円/10aに削減**した上で、平成29年産までの時限措置として実施されます(**平成30年産から廃止**)。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標(面積換算値)に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

5 米価変動補てん交付金(変動部分)(26年産から廃止)

米価変動補てん交付金については、生産者の負担(拠出)がなく、10割補てんであるため、生産者の倫理の欠如と見られおそれがあり、また、米価変動に対する影響緩和対策としては、従来から、生産者拠出を伴う収入減少緩和対策(ナラシ対策)があることから、**26年産から廃止**となります。なお、**25年産**については、**従来どおり**当年産の販売価格(出回りから26年3月までの平均価格)が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額が補てんされます。

水田のフル活用と米政策の見直し

1 水田活用の直接支払交付金

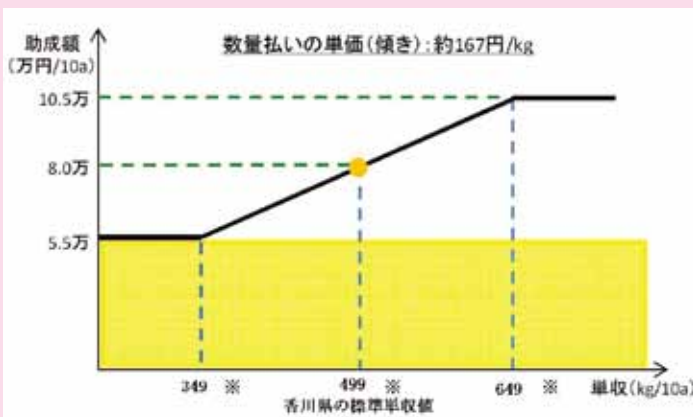
水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円(変更なし)
WCS用稲	8.0万円(変更なし)
加工用米	2.0万円(変更なし)
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、 5.5～10.5万円



<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることが条件とされます。
 ・※は香川県の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)が適用されます。

※ヒノヒカリ・コシヒカリ等の一括管理(カントリー利用等)による飼料用米生産の場合、交付単価は従来どおり8.0万円/10aとなります。

② 二毛作助成(1.5万円/10a) (変更なし)

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作が支援されます。

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用+麦	(米の直接支払)+1.5万円
麦+大豆	3.5万円 +1.5万円
飼料用米+麦	5.5～10.5万円+1.5万円

③ 耕畜連携助成(1.3万円/10a) (変更なし)

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)が支援されます。

④ 産地交付金(旧産地資金)

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等が支援されます。

2 米政策の見直し

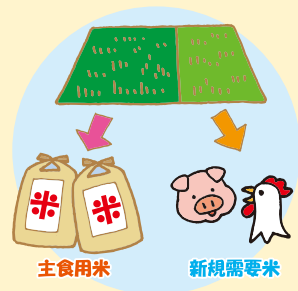
米生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 行政による生産数量目標配分の見直し

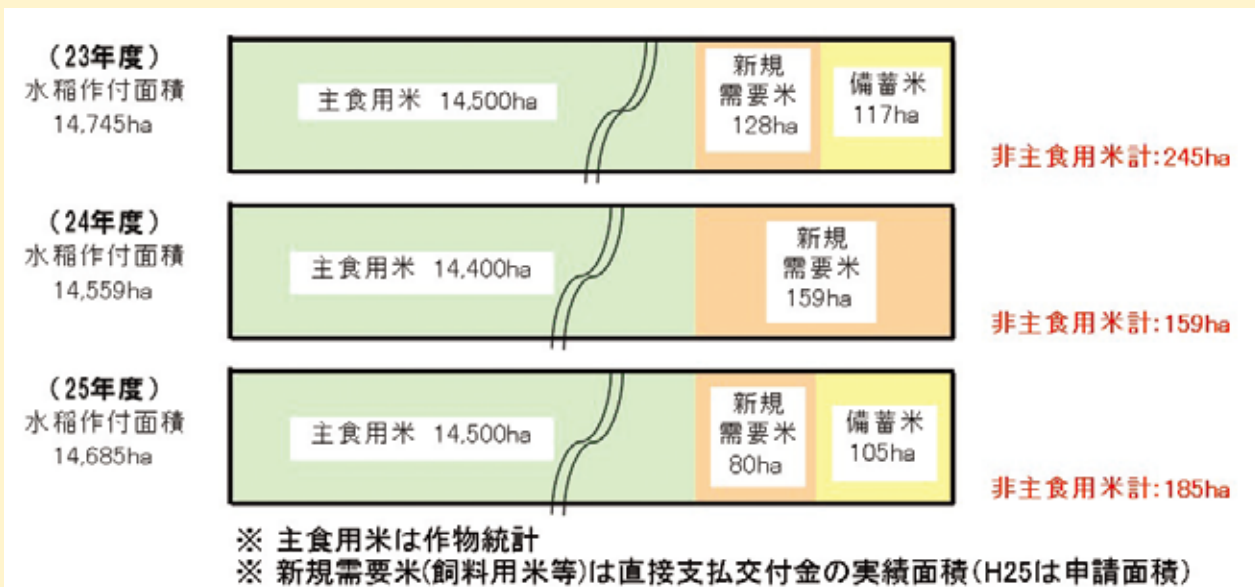
- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備が進められます。
- こうした中で、定着状況をみながら、5年後(平成30年産から)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組めるよう、見直されます。

水田の有効活用

主食用米の作付減少分は、飼料用米等の新規需要米の作付拡大でカバーできます。平成26年産生産数量目標は減少しますが、出来る限り水稻の作付けを維持し、**水田の有効活用**を進めましょう。



○主食用米と新規需要米等の作付状況：香川県の場合



●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

TEL:087-825-2503

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-832-3418

香川県農業再生協議会 HP <http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>